

第10回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和7年10月6日(月)午後1時25分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄

・欠席

15番 小 林 由喜子

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	木 我 健
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・ 会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後1時25分
時間前ですが、出席予定の委員さんが全員お揃いですので始めさせていただきます。
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の会議に、15番 小林由喜子委員から欠席の届出がございました。
在任委員15名中、本日の出席委員は14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。
- 議長
(金井会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時25分
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時26分
まず、議事録署名人の指名を行います。沼田市農業委員会会議規則により、議長において3番 都所一郎委員、5番 阿部喜一郎委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
4. 諸般の報告 午後1時26分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第3条の3の規程による届出について
 - (2) 制限除外の農地移動について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規程による届出について
 - (4) 形質変更届について
 - (5) 群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後1時30分
議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第38号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ここで、提出された1番の案件については、10番 小林喜久代委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします

10番委員 事務局と現地調査を行いました。農業用施設で、また周辺に農地はなく、特に問題ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので審議に入ります。
ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番
2番
3番
4番
5番
6番

議長 無いようですので、お諮りいたします。
議案第39号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。
次に議案第39号「一時転用許可期限延長願について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

議長 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 今回は、延長後の一時転用期間が3年以内のため要件を満たすとのことですが、何らかの事情で3年以内に終わらないとなった場合は、どうするのでしょうか。例えば、非常に公益性の高い事業で転用している場合で、想定外の事態が発生したとして、5年かかるとなったときに認めないというわけにはいかないのではないのでしょうか。

事務局次長 国の運用として、原則一時転用期間は3年以内が原則とされていますが、公益性が高い事業である場合も考えられるので、例外が取れるかどうかについては、確認の上、来月の総会で報告させていただければと思います。

議長 わかりました。

議長 他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。
議案第40号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第40号「一時転用許可期限延長願について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後1時48分

6. 協議事項

- (1) 農用地利用集積等促進計画(案)について
- (2) 令和7年度沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見書の項目(案)について
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 営農型発電設備の下部の農地における営農状況等の現地確認結果について
- (2) むまた農縁（第2回）の開催結果について
- (3) 沼田市農業まつりについて
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後2時38分